

第13回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年9月5日（火）

午後6時半～8時半

場 所：本館6階 執行部控室

出席者： 【委員】50音順

	石附 幸子	CAP・にいがた代表
会長	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	木戸 八一	公募委員
会長代理	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

	長谷川裕一	市民協働推進担当部長（地域自治副部長）
	西 和男	政策推進室長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	熊倉 淳一	企画課長
	丸山 賢一	法務担当課長
	寺田 稔	政策推進員 ほか

1 議 事

(1) 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容の検討について（その7）

小川会長

それでは、本日の資料「（仮称）新潟市自治基本条例枠組素案（原案）」をもとに、条例全体を概観し盛り込むべき項目とその内容について審議を行いたいと思う。本資料について、事務局より説明願いたい。

寺田政策推進員

区における自主・自律した住民自治など、先回までの本委員会での審議を受けて、他都市の例などを参考に、市民力の向上や持続性の確保といった視点で追加すべき事項を盛り込ませていただいた。また、条例全体の整合性の観点から、構成等について整理を行わせていただいた。これらについて改めてご意見をいただきたい。

《第4章 区における住民自治について》

塩田委員

自主・自立（自律）という文言が加わることによって、分権というものがより分かりやすくイメージできるようになった。だからこそ、もう一步踏み込んで、区長の予算権限や人事権について盛り込んだほうが良いのではないかと。

寺田政策推進員

市長の内部機関の長である区長の権限や権能を条例で規定することは、地方自治法上の観点から違和感があるため、区役所の役割として規定させていただいている。

また、市長の権限の委任を受けて事務を行う区長について、法的根拠をもつものを別として、主語を「区長は」として表記することは、市長と区長の関係からみても馴染まないのではないか。

石附委員

川崎市の条例では、「市長は、区長がその役割を的確に果たすことができるよう必要な組織等の整備及び予算の確保に努める」とあるが、これを参考にできないだろうか。

木戸委員

法理論上、困難であることは理解する。予算権や人事権を直接表現するのではなく、もっと和かく別の表現で盛り込むことはできないか。

小川会長

地域コミュニティへ支援を行うとあるが、支援という表現では幅が広い。財政的支援や人的支援など、もう少し具体的表現を工夫できないか。

7区では、コミュニティ協議会や区自治協議会準備会の設立に大変苦労したと聞いている。こうしたものに対しては、庶務事務などの分野を市が事務局として支援して良いのではないか。

塩田委員

これまでの市長のご発言では、区長への人事権や予算権、議会において答弁するような責任について付与することを検討するとある。この意味からも、区長の権限などについてもっと盛り込んで良いのではないだろうか。

小川会長

前段において、市長が、区が自立するために必要な権限を区長に委任することを明示し、以下は区長を主語として規定するべきではないか。これから市民が協働する場合、そのパートナーは地域に最も身近な区長となる。

木戸委員

政令市における区とは、特別区と異なるのだから新潟市という行政組織の枠組み内において事務を執行していくことは理解している。これに反しない範囲内で「必要な体制整備」とは何であるかを具体的に示すことが必要であろう。言い換えれば、修飾語を加えるということである。もちろん、「区長は」と規定できれば一番良いと思う。

塩田委員

川崎市は「区長は」と定めている。本条例は法令の委任により定めるものではなく、独自に定める自主的な条例なのだから、もっと自由に規定しても良いのではないか。

西政策推進室長

「区役所は以下の役割を担う」といった規定においては、「区役所は」とは即ち代表である「区長は」という意味を込めて規定しているものである。

眞谷委員

一つの見方として、区長という文言は一般的であるだろうか。市内部の役職名であり、局長と同じく知られていないものなのではないだろうか。そうであるならば、役割と建物をもイメージさせる「区役所」という表現の方が良いのではないだろうか。

石附委員

眞谷委員のご意見に賛同する。

小川会長

私個人としては、市の役割、支援の部分において、財政的など支援の具体的な中身が盛り込めれば良いと考える。それが地域振興費の支えにも繋がる。

眞谷委員

支援の内容についてであるが、私個人的には必要な支援との表記に留める方が、幅が広くて良いと感じている。例えば、私の活動する大江山地区においては、市民が自主的に会議を行おうにも開催する場所が無い。人的支援、財政的支援と限定されると、場所はどのように解すれば良いか。広い意味では財政的支援に含まれるとの考え方もできるが。

こういった意味で、必要な「支援」との表記の方がその事案に応じて幅広く解釈できるので適当だと思う。ただし、読んだ市民、例えば中学生にとっての分かりやすさといった観点からは具体的に定める必要もあるかと思う。

小川会長

眞谷委員のご指摘は、行政と市民との力関係の問題もあるのではないだろうか。現状、我々市民は行政に対して力が弱い。1区では、コミュニティ協議会等の活動に対して人と場所をしっかりと準備している。こういった拠り所となるものをしっかりと整備しておかなくてはならないのではないか。市民が自主的に活動するためには、場所と事務局が必要である。そして、行政と協働するためには、行政による事務局の支援がないとできない面も現実としてある。

ただ「支援する」との表記に留めれば、市側の都合の良いように解釈されてしまうのではないかと感じる。

木戸委員

行政と市民の力関係といった点では、これからは住民が自立して強くなっていかねばならないと思う。そのための「支援」で良いのではないか。

ただし、前段にある「自主性及び自立性を妨げない範囲で」とあるのは、何か不遜な感じを受ける。例えば、自主性・自立性をより尊重、促進するようなど、より市民の自発的な活動を尊重した表現にできないか。

寺田政策推進員

「自主性及び自立性を妨げない」とは二つの意味がある。一つは、市民の自主的な活動の足を引っ張らないということ。もう一つは、過度な支援、育った段階での支援を行わないということである。

事務局という支援で言えば、例えば環境の分野である環境市民会議においては、最初の立ち上がりまで、自立するまでは市が事務局の役割を全て担っていた。今では、総合の事務局を市が務め、各部会の事務局は独自で行っている。

自立の結果は自らに跳ね返ってくる厳しいものであるが、それが自立するということではないだろうか。

塩田委員

市民や区に自立を求めるのであれば、ここまでは支援しますという支援の範囲を明確にした方が良いのではないか。

小川会長

支援を考えるときは財の観点が必要だ。例えば、アメシロの駆除についていえば、実行

するのは市民であるが、薬剤という財の提供は市が行うべきではないか。

行政は、本来市民と協働で行うべき分野についても税として徴収している面がある。その分野で協働をするのであれば、市民に徴収した分を財として還元することが必要ではないだろうか。

小川会長

本委員会においては、支援のあり方について一つに収斂することはできないので、多様な意見を提示する観点から両論併記、個別意見として扱って頂きたい。

《市長等の責務について》

小川委員

市長等の責務については、コンプライアンスの観点を盛り込むだけならば既にある地方自治法や地方公務員法で足りのだから、本条例で定めるからには、本条例目的である市民自治を推進するためということを明示した上で、その果たすべき責務を規定すべきではないか。

執行機関の責務について言えば、「市民の視点に立って」ということが重要だろう。

寺田政策推進員

本条例の目的として市民自治の確立を規定しており、そのための責務であるから、市民自治の実現のためといった表現を再度規定することはくどくなるのではないだろうか。

小川会長

本条例を読んだ市民への分かりやすさといった観点から、重要な用語については重複に関わらず繰り返し規定すべきであるだろう。

寺田政策推進員

市民自治の確立のためという表現ではなく、責務における必要な視点として、執行機関については市民の視点に立ってということ、また、職員については市民と共に市民自治を推進するという視点が重要であるということ、盛り込んでいく方向で検討させていただく。

眞谷委員

コンプライアンスに関連して、「不当な要求」とは何か。職員の責務において、唐突に表記されると市民からの不当な要求のように感じてしまうのではないか。

丸山法務担当課長

コンプライアンス条例に合わせる形で規定した表現であり、構成な職務の執行を妨げるもの、いわゆる働きかけを想定している。

寺田政策推進員

職員が不正をはたらく場合と、外から不当な圧力をうける二つのケースが想定される。本委員会におけるコンプライアンスの観点をというご意見を受けて、コンプライアンス条例に合わせる形で責務の項に規定させていただいたものである。

特に、執行機関においては、不当行為に対して職員個人ではなく組織として対応することを求めたものである。

これらの規定自体を削除した方が良いということか、それとも表現を改めたほうが良いということか。

眞谷委員

規定の仕方の問題である。コンプライアンス条例ならば他の条項の脈絡から理解できるが、本条例においては前後の説明が必要ではないか。このままでは住民の要求が不当な要求とみえてしまう。

木戸委員

辞書によれば、コンプライアンスとはコンプライの名詞形、元の意義は「従う」ということであった。それが日本では、単なる法令遵守だけでなく、社会規範や倫理を守るといった広い意味で使われるようになったのだと思う。

コンプライアンスの言葉が一般的かという問題は別として、コンプライアンスの趣旨を汲んだ形で、「適法」という言葉も入れた方が良いのではないか。

石附委員

「市民自治の推進を図るため」など、重要な言葉は重複に関わらず繰り返し盛り込むべきではないか。

寺田政策推進委員

各委員のご意見を踏まえて、各主体の責務について規定の仕方を再度検討させていただきたい。

小川会長

本委員会での検討結果をこれから外に出し皆様の意見を募っていくわけだが、区自治協議会準備会やパブリックコメントなど様々な意見があるであろうから、文言はそう完璧なものでなくともよいと思う。

木戸委員

これまでの審議を経てまとめるにあたり、重複した規定、いわば贅肉などをそぎ落としたのだろうが、少々分かりにくくなった感がある。今ほどの視点を再度加えれば原案として良いのではないか。

塩田委員

自主・自立（自律）という素晴らしい言葉を加えたのだから、もう少しそれを響かせればよい。

小川会長

自立の精神により、いわゆるおねだり行政から卒業し、自立した市民が多勢増えれば素晴らしいことだと思う。

《その他》

小川会長

国際社会における連携について、他の自治体では定めているところがある。本市においても、合併マニフェストの基本理念の柱として世界と共に育つ日本海政令市を掲げており、国際社会との連携や果たすべき役割について盛り込んだ方が良いのではないか。

石附委員

自立（自律）の観点は重要なのであるが、市長の責務の項においては「最小の経費で最大の効果を」と規定されている。市民の立場に立ったときに、最小の経費という文言に切り捨てられた様な感覚を受けないだろうか。

眞谷委員

同じく責務の項において「市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を

図り、市民満足度の向上に努めます」とあるから、十分に意は踏まえられているのではないか。

第5章の国及び他の地方公共団体との協力においては、「自立した」という文言はいらないだろうか。

丸山法務担当課長

法制執務の整理を行う中で、市民自治の確立とは当然に自立しているものと考え、「自立」という文言を削除した。ご指摘の意味するところが、国や県からの自立を強調するということであれば、修飾語を補完するなど表現を工夫したい。

他にも、市長等の責務において、先にあったように「公正かつ誠実に」職務を遂行することを主体に定め、市民自治の確立のためといった重複を削除したが、市民自治の推進といったことに重きを置くのであれば、表現を工夫するなどして残すことが必要であろう。

塩田委員

今のような法的整合性の説明が必要なのではないか。それがないと、これまでの意見が何故このような表現に集約されたのか分からない。

石附委員

執行機関の責務や、地域協働の推進における市の役割など、長くてまだわかりにくい条項がある。

小川会長

本委員会においても一つに集約されない部分があるように、完璧な表現はありえないのではないか。案段階においては本委員会の満足度が得られるものであれば、早めに公表し外からの意見を求めることが良い。

寺田政策推進員

次回会議においては、市民検討会において参加と協働について検討していただいているので、その結果を代表者から本委員会あて報告いただきたいと思う。また、他参加者も参加を望んでおり、本委員会との意見交換を行わせていただければと思う。

塩田委員

市民検討会の意見を頂くのは良いが、意見交換となると、本委員会においても集約されていない部分もあり、代表して会長にお答えいただくことになるのではないか。

寺田政策推進員

市民検討会は、条文の審議ではなく、市民の目線から参加と協働について検討を行ったものである。各委員においては、場合によっては質疑などにより、市民検討会の発言の意を汲んで条例に生かせるようご検討いただければと思っている。

小川会長

それでは、今回は市民検討会の意見について審議を行うこととする。

以上

3 会議資料

資料 (仮称)新潟市自治基本条例枠組素案(原案)